



2017年3月17日 第2017-10号

【発行】 J A M

【発行責任者】 河野 哲也

【編集】 総合政策グループ

TEL 03-5860-6150

E-Mail : seisaku.seiji@jam-union.jp

2017年度の年金額改定

年金額は昨年度から0.1%引き下げ

厚生労働省は1月27日に2017年度の年金額を発表しました。今年4月からの年金支給額は対前年比0.1%の下落となり、国民年金は**満額で月額64,941円**（▲67円）。また、2017年度の国民年金の**保険料は月額16,490円**（+230円）になります。

年金額は、現役世代の賃金水準に連動する仕組みとなっています。年金額の改定のルールは、法律上規定されており、年金を受給し始める際の年金額（新規裁定年金）は**名目手取り賃金変動率**（下記参照）によって改定し、受給中の年金額（既裁定年金）は購買力を維持する観点から**物価変動率**によって改定されます。

また法律上、名目手取り賃金変動率、物価変動率がともにマイナスで、名目手取り賃金変動率が物価変動率を下回る場合、新規裁定年金、既裁定年金ともに物価変動率によって改定することとされています。このため、2017年度の年金額は、新規裁定年金、既裁定年金ともに、

物価変動率（▲0.1%）によって改定されます。

総務省が1月27日に発表した「平成28年平均の全国消費者物価指数（生鮮食品を含む総合指数）」の対前年比変動率は▲0.1%。2017年度の年金額改定に用いる名目手取り賃金変動率（▲1.1%）もマイナスとなり、名目手取り賃金変動率が物価変動率（▲0.1%）より下回ったため、物価変動率による改定となっています。

マクロ経済スライドによる調整は、賃金や物価の変動がプラスとなる場合に適用されるので、今回の年金額改定では、マクロ経済スライドによる調整は行われません。（マクロ経済スライドについては下記参照）

昨年12月の国会で「年金制度改革関連法案」が成立し、今後、年金額の改定ルールについては、賃金変動が物価変動を下回る場合に賃金変動に合わせて年金額を改定する考え方を徹底するなど、給付抑制を強化するような内容となっています（政策ニュース4号参照）。

【2017年度の年金額の例（月額）】

国民年金（老齢基礎年金満額・1人分）	64,941円（▲67円）
厚生年金※ 夫婦2人分の老齢基礎年金を含む標準的な年金額	221,277円（▲227円）

※ 厚生年金は、夫が平均的収入（平均標準報酬42.8万円（賞与含む月額換算））で40年間就業し、妻がその期間すべて専業主婦であった世帯が年金を受け取り始める場合の給付水準。

【名目手取り賃金変動率】 国民年金法と厚生年金保険法に規定。下記のとおり算出します。
 物価変動率（▲0.1%）×実質賃金変動率（▲0.8%）×可処分所得割合変化率（▲0.2%）
 （2016年の値） （2013～2015年度の平均） （2014年度の変化率）

【マクロ経済スライド】

賃金や物価の改定率を調整して緩やかに年金の給付水準を調整する仕組み。現役被保険者の減少と平均余命の伸びに基づいて「スライド調整率」が設定され、その分賃金や物価の変動により算出される改定率から控除するものです。<http://www.mhlw.go.jp/nenkinkenshou/finance/popup1.html>